

松江市庁舎管理規則の一部を改正する規則

松江市庁舎管理規則（平成 17 年松江市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																				
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 文書館・埋蔵文化財センター 文書館・埋蔵文化財センター及びその附属施設をいう。</u> <u>(5) 略</u> (庁舎管理責任者) 第 3 条 この規則を適切に施行するため、次の表の左欄に掲げる管理区分ごとに庁舎管理責任者を置き、同表の右欄に掲げる者をもってこれに充てる。 <table><tr><th>管理区分</th><th>庁舎管理責任者</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>支所及びその敷地の管理</td><td>支所長</td></tr><tr><td>文書館・埋蔵文化財センター</td><td>史料・埋蔵文化財課長</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> 2 略 (室内管理責任者) 第 4 条 略	管理区分	庁舎管理責任者	略		支所及びその敷地の管理	支所長	文書館・埋蔵文化財センター	史料・埋蔵文化財課長	略		(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u> (庁舎管理責任者) 第 3 条 この規則を適切に施行するため、次の表の左欄に掲げる管理区分ごとに庁舎管理責任者を置き、同表の右欄に掲げる者をもってこれに充てる。 <table><tr><th>管理区分</th><th>庁舎管理責任者</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>支所及びその敷地の管理</td><td>支所長</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> 2 略 (室内管理責任者) 第 4 条 略	管理区分	庁舎管理責任者	略		支所及びその敷地の管理	支所長			略	
管理区分	庁舎管理責任者																				
略																					
支所及びその敷地の管理	支所長																				
文書館・埋蔵文化財センター	史料・埋蔵文化財課長																				
略																					
管理区分	庁舎管理責任者																				
略																					
支所及びその敷地の管理	支所長																				
略																					

2～4 略	2～4 略
<u>5 文書館・埋蔵文化財センター内の会議室の 室内管理責任者は、史料・埋蔵文化財課長 とする。</u>	
<u>6・7 略</u> (出入口の扉の開閉)	<u>5・6 略</u> (出入口の扉の開閉)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
<u>3 文書館・埋蔵文化財センターの出入口の扉 は、休日を除き、毎日午前8時に開き、午 後5時30分に閉鎖する。ただし、庁舎管理 責任者が必要と認めるときは、出入口を開 扉し、又は開閉の時間を変更することがで きる。</u>	
<u>4 略</u> (閉鎖時間内の文書館・埋蔵文化財センター の出入)	<u>3 略</u>
第10条 <u>出入口が閉鎖されている時間内に 文書館・埋蔵文化財センターに入ろうとす る者は、時間外出入簿に所要事項を記入し て史料・埋蔵文化財課長の許可を受けなけ ればならない。</u> (鍵の保管等)	第10条 削除 (鍵の保管等)
第11条 略	第11条 略
2 略	2 略
<u>3 文書館・埋蔵文化財センターの出入口の扉 及び各室の扉に使用する鍵は、史料・埋蔵 文化財課長が保管する。</u>	
<u>4 略</u> (会議室の使用)	<u>3 略</u> (会議室の使用)
第12条 会議室を使用しようとする者は、あ らかじめ第4条第3項から <u>第6項</u> までに規	第12条 会議室を使用しようとする者は、あ らかじめ第4条第3項から <u>第5項</u> までに規

定する室内管理責任者の承認を得なければならない。	定する室内管理責任者の承認を得なければならない。
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 28 日から施行する。